

犬の登録と狂犬病予防注射をしましょう

ご存知ですか？生後3ヶ月以上の犬は、町へ登録をすることと毎年1回の狂犬病予防注射を接種することが法律で定められています。

狂犬病は日本ではなじみの薄い病気ですが、世界では毎年5万人以上が狂犬病で死亡していると言われています。残念ながら現在でもその治療方法は確立されておらず、発症すると100%死亡する恐ろしい病気です。しかし、日本を含むアジアでは、狂犬病の流行を媒介する動物は犬のみであり、狂犬病予防注射を接種することで予防することができま

す。世界保健機構(WHO)の勧告では、狂犬病予防接種率が70%以上であれば狂犬病の流行を阻止できるとしていますが、日本の接種率は50%前後であり、いつ狂犬病が発生し、流行してもおかしくない状況です。



集合注射を実施します

町では4月に集合注射を3日間実施します。現在、犬を飼っていて登録していない方や注射を受けさせていない方もこの機会に予防注射を行ってください。(現在獣医にかかっている方は医師の指導に従ってください。)

日時

- 4月10日(木)
 - 午後1時から2時まで
 - ふれあいセンター
- 午後2時30分から3時30分まで
 - 五霞町役場
 - 4月17日(木)
 - 午後1時から2時まで
 - 川妻生活改善センター
 - 午後2時30分から3時30分まで
 - 五霞町役場
 - 4月20日(日)
 - 午後1時から2時まで
 - 五霞町役場
 - 午後2時30分から4時まで
 - 原宿台コミュニティセンター

持参するもの

【登録済の飼犬の場合】

- 狂犬病注射済票交付申請書 (3月中旬はがきにて郵送済み)
- 手数料

狂犬病予防注射料

2,950円

注射済票交付手数料

350円

【登録が済んでいない飼犬の場合】

(1) 印鑑

飼犬の場合

(2) 手数料

狂犬病予防注射料

2,950円

注射済票交付手数料

350円

登録料

2,000円



犬の放し飼いはやめましょう

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。自分の犬はおとなしいから大丈夫だとか昼間は散歩ができないからといって夜間に放したりすることは大変危険です。

犬の飼主は、次のようなルールを守って正しく飼いましょう。

- 散歩のときも引き綱は必ずつけましょう。
- 散歩中、犬が「ふん」をしたときは必ず持ち帰りましょう。
- ペットを捨てないでください。
- 飼っていただけの方を探しましょう。
- 家の中で飼っている場合でも必ず首輪をつけましょう。
- 引き綱、首輪は切れそうになつていませんか？現在、犬をつないでいるもので十分かどうか確認をしましょう。
- ペットが逃げてしまった場合は、飼主が責任を持って探しましょう。

犬猫避妊去勢手術の補助を行っています

町では、犬猫の避妊去勢手術を受けた方へ補助金を交付します。

助成金額

- 犬の避妊手術 5,500円
- 犬の去勢手術 4,000円
- 猫の避妊手術 4,000円
- 猫の去勢手術 2,500円

必要なもの

- 手術の領収書 (レシート不可)
- 印鑑
- 口座番号のわかるもの

(領収書のお名前の方のもの)

注意事項

- 件数に達し次第終了となります。
- 手術後、20日以内に申請してください。
- 年度内に一世帯につき1件のみ対象になります。

お問い合わせ
建設環境課

生活環境グループ

☎(84)3618

